

## お知らせ

### 国民年金の任意加入制度について

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済み期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）

また、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

**問 本庁 医療保険課医療保険G**

☎52-1111 内線162

水戸北年金事務所お客様相談室

☎029-231-2282

### 国民年金保険料の免除・猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月から納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乘せされます。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

**問 本庁 医療保険課医療保険G**

☎52-1111 内線162

水戸北年金事務所お客様相談室

☎029-231-2282

### 市税等の納付は便利で安心な口座振替で

市税等の納付については、便利で安心な口座振替のご利用をお勧めします。

この機会にぜひお手続きください。

○口座振替できる税金等

- ・固定資産税
- ・市・県民税（住民税）
- ・介護保険料
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税
- ・後期高齢者医療保険料

○口座振替日

各税金等の納期限の日

※基本的には月末ですが、12月は25日です。

また、振替日が土・日・祝日に当たる場合は翌営業日に振替になります。

○口座振替開始日

原則、お申し込みをした月の翌月の納期分からです。

○口座振替の申込方法

次の金融機関の窓口でお申し込みいただけます。

- ・常陽銀行 本店及び各支店
- ・筑波銀行 本店及び各支店
- ・東日本銀行 本店及び各支店
- ・水戸信用金庫 本店及び各支店
- ・烏山信用金庫 本店及び各支店
- ・茨城県信用組合 本店及び各支店
- ・常陸農業協同組合 各支店
- ・中央労働金庫 本店及び各支店
- ・ゆうちょ銀行・郵便局

※口座振替依頼書（申込み用紙）は、市内の金融機関及び市役所税務徴収課・各総合支所に備え付けてあります。

※市役所及び各総合支所では申し込みできません。金融機関にお申し込みください。

○申し込みの際に必要なもの

- ・通帳等口座番号がわかるもの
- ・通帳の届出印
- ・納税通知書（納付書）

～税金は納期限内に納付しましょう～

**問 本庁 税務徴収課徴収推進室**

☎52-1111 内線237・238

**山支** 市民福祉課市民G ☎57-2121（代表）

**美支** 市民福祉課市民G ☎58-2111（代表）

**緒支** 市民福祉課市民G ☎56-2111（代表）

**御支** 市民福祉課市民G ☎55-2111（代表）